

令和1年6月18日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

2019年10月1日消費税改正

—⑤中小事業者の税額計算の特例（経過措置）—

軽減税率制度においては、原則として日々の売上、仕入について税率の異なるごとに経理を区分し、税率の異なるごとに、消費税額を計算することになります。しかし、税率の異なるごとに経理を区分、集計することにつき困難な事情がある「中小事業者」（年間課税売上高が5,000万円以下の事業者、以下同じ）については、2019年10月1日から2023年9月30日までの期間、売上税額につき税額計算の特例を受けることができます。

◎売上税額計算の特例

イ)「軽減売上割合の特例」

①「軽減売上割合」…次の「 $(*1) \div (*2)$ 」を算出(*1) その事業年度中、通常の事業を行う連続した10営業日における軽減税率対象となる課税売上高の合計額（税込）

(*2) 上記(*1)の期間における課税売上高の合計額（税込；標準税率売上高を含む）

② 軽減税率対象売上高（税込）…課税売上高合計額（税込）×「軽減売上割合」

③ 標準税率対象売上高（税込）…課税売上高合計額（税込）－②

④ 軽減税率適用消費税額…②×100/108（千円未満切捨）×6.24/100

⑤ 標準税率適用消費税額…③×100/110（千円未満切捨）×7.8/100

⑥ 課税売上高に係る消費税額…④+⑤

ロ)「小売等軽減仕入割合の特例」

① 課税仕入について税率の異なるごとに経理を区分できる、卸売業者または小売業者で、簡易課税制度の摘要を受けていない事業者が対象②「小売等軽減仕入割合」…次の「 $(*3) \div (*4)$ 」を算出

(*3) その事業年度の卸売又は小売に係る課税仕入のうち軽減税率の対象となるもの（税込）

(*4) その事業年度の課税仕入のうち卸売または小売に要するものの合計額（税込）

③ 軽減税率対象売上高（税込）…課税売上高合計額（税込）×「小売等軽減仕入割合」

④ 標準税率対象売上高（税込）…課税売上高合計額（税込）－③

以下、上記イ)④～⑥と同じ。

ハ) 上記「軽減売上割合」、「小売等軽減仕入割合」の算定が困難な場合

① 軽減税率対象売上高が課税売上高合計額のおおむね50%以上の事業者② 軽減税率対象売上高（税込）…課税売上高合計額（税込）×50/100

③ 標準税率対象売上高（税込）…課税売上高合計額（税込）－②

以下、上記イ)④～⑥と同じ。